



【子どもに著作権をどう教える？】 小学生の子どもに「著作権って何？」と聞かれ、言葉に困ってしまいました。何をしたら著作権の侵害になるのか、どの範囲なら許されるのか、そもそも著作権って何なのか。みなさんはどんな説明をしていますか？ 何かいい資料などありますか？				
	回答内容	居住県	性別	年齢
1	人の作品を勝手に使うことが、違法にあたりと説明しています。実際、子供の問題集に作品が載っていなかったりして、本人が生活の中でも体験しているので、わかっているようです。	埼玉県	女性	37
2	他人が作ったものを許可なしに自分のものにしようとする行為。自分だけが楽しむ範囲なら許されると言います。	奈良県	女性	38
3	他人の作ったものを無断で真似してお金儲けをしてはいけません。というような説明をします。	大分県	女性	40
4	人が作ったものをマネしたら犯罪だということ。子供たちの身近なわかりやすい内容で言えば、CDを自分でコピーして人に売ったりしてはならないと教えました。	北海道	女性	39
5	人の作ったものを勝手に真似してはいけません、というようなことを伝えます。 大人でも詳細を知らない人が多いので難しいですね。	東京都	女性	38
6	他人のつくったもので金銭のやりとりをしてはいけません、個人で楽しむのなら良いですが、子どもに聞かれたことはまだありません。	大阪府	女性	52
7	人が考えて作りあげたモノ、歌、文章、絵など著作権というものがある。 断りもなく勝手に使えない、コピーできない。 法律に触れて、罰を受ける。 こんな感じで教えています。	北海道	女性	40
8	"他の人が一生懸命考えて作ったものに対して、リスペクトしなければいけない。勝手に真似したり、勝手に使ったりすると、罪になる。"と言うと思います。子供はまだ7歳なので、なるべく易しい言葉で説明したいです。	神奈川県	女性	42
9	他人が考えたり作ったりしたものをそっくり真似して売ったり、無断で自分の本やHP、作品などの一部に使ったら泥棒といっしょだ、とおしえています。たとえば漫画やゲームのキャラクターの製品を勝手に使って商売をしたり、DVDをコピーして売ったらだめ、というように具体例をあげています。	大阪府	女性	38
10	ある人が考え、作ったものを売って商売にしていたのに、それとそっくりなものを作ってお金儲けをしようといけません、ということですね。 個人の趣味なら許されますが、商売にはいけないのですね。	東京都	女性	39



11	まだ聞かれたことはありませんが、自分で作った本や歌が勝手に知らない人がコピーして売っていたら嫌だね。って感じに話すと思います。	長野県	女性	39
12	人が作り公表しているもの(本、曲、ドレス、ロゴなどのデザイン、etc)が著作権があるものであり、これをそのまま真似して使うと著作権の侵害になると教えます。人が努力して作り上げたものを、簡単に使われるのは誰でも嫌と思うから。	福岡県	女性	35
13	CDなどをコピーすると犯罪だよとでも、よくわかっていません、	神奈川県	男性	42
14	映画や本、音楽、みんなそれを作った人がいて、この本は さんが書いた本ですよ、とみんなに知らせてくれるもの、それが著作権だと教えます。そしてその本の言葉を勝手に自分が書く本に使ったり、映画を勝手に写して(コピーして)売ったりすることは、いけないことで、それを著作権の侵害というのだと教えます。	東京都	女性	43
15	教員です。物書き、アーティストの人に対して、書いた人を保護するために、作品についての利用の権利や許諾認可を認める権利だとします。特許権や意匠権なども大体のイメージで説明し、パクリはいかんことになっているといいます。他方で知的所有権一般の発明者保護が行き過ぎると、薬品の問題などで結構大変なんだ、またいろいろ使ってもらってなんぼの世界もあるよ、と考えてもらいます。	愛媛県	男性	37
16	盗みと同じだと伝えます。人が考えたものはあくまでも参考であり、自分の物にはしてはいけません。	長野県	女性	32
17	特に聞かれたことはまだありませんが、聞かれたと仮定して私だったらこう答えます。例えば、 くんが書いた作文や絵を他の子がそっくり真似して書いたとすると、どんな気持ちになるかな？勝手に人の作ったものや書いたものを自分のもののように扱うことはいけないことなんだよねー。くらいでしょうか。	東京都	女性	42
18	著作権という権利が作った人や会社にあるから、本やCD、DVDなどは勝手にコピーしたりしてはいけませんよ。と教えます。	愛知県	女性	34
19	特に聞かれた事は無いですけど、もし聞かれたら「他の人が作った文章や歌などを作った人の許可なしにお金儲けのために利用すること」と答えます。	東京都	男性	46
20	著作権について上の子(中三)には誰かが作ったりしたものを他の人が何も言わないで使ったりしたら侵害になるよね、と話したことがあります。	群馬県	女性	39



21	聞かれた事はないけど、聞かれたら「自分の考えたアイデアを友達同士で、 がこんな意見を出してたよ。すごいね。と言われるのはいいと思うけど、 の考えだって知っていて、勝手に自分が考えた意見みたいにして、本に投稿されたらどう思う？嫌じゃない？」と説明すると思います。	大阪府	女性	37
22	自分の子供はまだ小1なので聞かれたことはありませんが、聞かれたら他人の作った歌や絵や文は、その人が作ったという権利があって許可をもらったりしないで、勝手にコピーをして売買や営利目的に商売をしてはいけないということを話します。	兵庫県	女性	35
23	人が作った歌や詩などを許可なく無断で自分のものの様にHPに載せたりコピーして売ったりしては著作権の侵害になるのだと教えます。	兵庫県	女性	39
24	自分で、楽しむだけならいいけど 売ったりしたり 買ったりしたりしてはダメとしか言ったことがありません。まだ子供に詳しく言ってもむづかしいと思うからです。	愛知県	女性	42
25	人の作った歌や描いた絵や文章は、作った人の権利があって許可をもらって、お店で売っていたりするものなので、勝手にコピーをして商売をしてはいけないということを話します。 うちの子は6年生なので多少難しい言葉でもなんとなく理解できるので、もっと詳しいことを知りたいならインターネットで自分で調べさせます。	福岡県	女性	43
26	特に資料はないです。上の子どもに何となく話してますが多少理解はしてるようです。音楽、本などの文章、写真やイラストの絵などは考えて作った人のもの。人前に出るものには著作権といって作った人に利用する権利がある。なのでそれらを使って個人的に楽しむことはいいが自分の利益にするのはいけないこと。ネットなどでは境界線が難しいのでよく考えて使うように、と話をしたいです。	茨城県	女性	40
27	自分で楽しむだけなら許されます。 CDやDVD、MD、ソフト等お友達にコピーして貰う事は禁止しています。 ショップでレンタルした物は著作権使用料を支払っている ので、 それが一番懸命な方法です。 と教えています。 違反が見つかったら膨大な金額を請求されるので、 むやみやたらに貸し借りはしないように、必要な時は親に相談する事と厳しく言っています。	神奈川県	女性	45



28	中2の子供がいます。 ある漫画家が著作権侵害で訴えられた時、家庭で話題になりました。 特に教えてはませんが、「他人の著作物は無断で使用してはならない」と知っていました。	広島県	女性	44
29	うちはまだ一年生だから、著作権という言葉自体使いませんが、もし今後聞かれたら、本、絵、映像等をつかった(考えた)ものを、その人以外の人が商売にしないこと。 勝手に自分が作っていないものを売ったり買ったりしてはいけないのだと、目に見えるものだけが自分のものではないとおしえとおもいます。	沖縄県	女性	39
30	作品を作る事を仕事にしてる人が、自分が考えたアイデアを他人に勝手に使われてお金儲けされない権利と答えます。友人から借りたCD等をダビングするのは、正確には違法だけど、商売をするわけではなく趣味として楽しむのだから許されるかな?程度の事を言うと思います。	神奈川県	女性	39
31	まだ小学校低学年ってこともあってそういう質問はされた事ありません。 人の作品(音楽・本等)を無断でコピーして売ってはいけないという風に言いますね。	群馬県	女性	38
32	自分が作ったり考えたものではないことを、自分が勝手に他の人に自分が作ったようなふりをして使ってはいけない。と説明するかな?絵本など近くにあるものを手にとって、説明すると思います。	山口県	女性	37
33	3年生と5年生の子供がいますが今まで1度も聞かれたことがありませんでした。もし聞かれたとしたらきっと迷うと思いますが、きっと自分で一生懸命考えた事を他の人に勝手に取られたら嫌なので、これは私が考えましたよと登録しておいたら他の人が勝手に売ったり使ったり出来なくなる権利だよと言うと思います。	兵庫県	女性	37
34	小1なのでまだ聞かれたことはないですが。 説明するとしたら「文や絵には作った人がいるでしょ。それを自分で歌ったり読んだりして楽しむのはいいの。だけど、それを真似したものをコンクールとかに出してはいけないの。」って教えると思います。	千葉県	女性	31
35	子どもに聞かれたことはありませんが、他の人が考えたり、作ったものを勝手に使ってはいけないことだと教えると思います。 使いたい人は許可をもらったり、お金を払えないと使えないと言います。	神奈川県	女性	39
36	今まで聞かれたことがないですが、人が作った文章や詩は楽しむだけでお金儲けにしてはダメなんだよって答えます。	和歌山県	女性	39



37	中2の子供がいますがそんな質問されたこと無いです。でも今聞いてみたら「人が作ったものを無断で使用することは禁止されている」と知っているみたいです。	石川県	女性	37
38	まだ低学年なので今まで聞かれたことはないんですがいづれ聞かれた時には何かを作ったら、例えば歌や本等。それを作った人には権利というものがあるって勝手にまねをして売ったりしてお金をもらおうと警察につれていかれるのよと教えると思います。	福岡県	女性	35
39	小学2年生の子供がいます。著作権については聞かれた事ありませんが、他の人が作った文章や歌を個人的に楽しむ分にはいいけど、勝手に使って売ったり自分が作ったかのように扱うのは悪いことなのだと教えようと思います。	宮城県	女性	42
40	小1なので、著作権について聞かれた事も教えた事ありませんが、教えるとしたら現時点では「人が作った歌や書いた絵をその人にいいかどうか聞かないで真似したり、他の人に勝手に売ったりしちゃいけないことだよ」程度の内容ですね。	千葉県	女性	36
41	実際子供にそのことを聞かれたことはないし説明したことはないです。うまく説明できそうにないので、「コピーライトワールド」というサイトをいっしょにみて「いっしょに勉強しよう」というと思います。	大阪府	女性	43
42	小6の男の子がいます。子供には著作権について聞かれたことはありません。もし聞かれたとしたらどう答えたらいいか・・・「ビデオとか音楽とかで人が作ったものを勝手にコピーして他の人に売っちゃいけない」と答えたらいいのでしょうか。	神奈川県	女性	41
43	小1の男の子がいます。まだ著作権については聞かれたことがないですが、説明するならまだこの程度だと思います。「作った人が『いいよ』と言ってないのに、勝手に自分の知ってる人にあげたり、自分で作ったように嘘つくのはいけないことなんだよ。」犯罪だの法律だの、もう少し大きくなると説明するのも難しいですね。	神奈川県	女性	39
44	まだ聞かれたことはありませんが、人が作ったものを勝手にまねして売ったりしたらいけないと言うことは教えようと思います。	神奈川県	女性	33
45	昔聞かれたような気もします。その時は他人が作った歌や本などを勝手に利用してお金を設けたらダメなんよ。自分だけ趣味で利用する以外はダメなんよ。といった覚えがあります。資料などは何を見せていいか判らないし、思いつかなかったです。	奈良県	女性	48



46	ニュースを見ていたときに著作権の事が話題になっていてその時間かれたことがありました。 「ビデオや CDなどをコピーして売ったりしてはいけない。」って説明しました。	静岡県	女性	43
47	中2の男の子がいます。以前そんなことを聞かれたことがあったように思います。人が作ったアイデア(これは特許)、絵や作詞、作曲、文章などは、そっくりそのまま真似てはいけないということは話したと思います。しかし微妙な境があるので説明は難しかったです。今は彼の方が、インターネットなどで、もっと詳しく調べて分かっているようですが・・・。	千葉県	女性	50
48	今まで聞かれた事はありませんでした。 教えるなら、たとえば本には書いた人に権利がある。その本を勝手にコピーして教科書にしたり、売ったりしてはいけない。おなじ文章を勝手に使って、本にして売ったりしてはいけない。 と説明します。	岡山県	女性	37
49	カラオケに行った時などに、この歌を歌うのにも、作詞作曲した人に著作権料というお金を払ってることになるのだと 身近な例があったときに説明します。 あまり詳しいことについては、低学年でまだよく分からないようなので そのつど説明していくのがいいかと思います。 オリジナルの大切さが理解できればいいと思います。	福岡県	男性	42
50	海賊版のDVDを売っているのを見たときに話したことがあります。が、せっかく良いものを作ってくれた人に失礼だし、作った人がこういうのを見たら、次に面白いものを作ってくれなくなるようなことを話しました あまり詳しく説明してもわからないと思ったのでこの程度の話になりました	大阪府	女性	39
51	著作権については、今まで一度も聞かれた事はありません。 もし、聞かれたとすれば、誰かが作ったオリジナルの作品をその人の許可無しで使ってはいけないんだよと教えるつもりです。子供の好きなアニメなんかを例に説明するとわかりやすいのではないかと思います。	大阪府	女性	39
52	人が苦労して考えた、本や音楽にはその人の権利があるから、他の人が勝手に使ったり、自分のもののようにしたりしてはいけないことだと言います。	福岡県	女性	34



53	<p>小学1年の息子が居ます。 大好きなアニメのビデオの海賊版が売られていて欲しがりましたが、正規の品物じゃないので買うことはできないと教えました。 このアニメを作った人に許可なく作られているものだと。</p> <p>あと絵画教室にも通っています。 自分で描いた作品はアナタの物だとも教えています。</p>	大阪府	女性	35
54	<p>人が作った作品(歌、画像、文章)などのことを言うと思います。それを無断でコピーしたり、HPに載せたりするのはいけないことだと言うと思います。</p>	静岡県	女性	36
55	<p>小学校5年の息子がいますが、これまで聞かれたことはありませんでした。ちなみに本人に聞いてみたところ、知らないそうです。人が作った音楽や絵、デザインなどを、ひとりで楽しむのならいいけど、真似して作って売ってはいけないと説明しました。資料についてはわかりませんが、ネットで検索したらたくさん出てきそうですね。</p>	兵庫県	女性	48
56	<p>聞かれた事がないので良く考えた事ありませんが、もし聞かれたら、人が作って公表した文章、絵、歌詞、写真、映像などに著作権が付く。それを(著作権を)営業に使用し利益を得たり、自分の儲けにしたりすると著作権の侵害になると教えるでしょうか。</p> <p>個人で楽しむ分にはかまわないと言うと思います。</p>	千葉県	女性	42
57	<p>他の人が苦労して作った歌や曲、小説や作品など、そのままコピーして自分のものとして発表したり売ったりするのはいけないことだと教えています。許される範囲は、その作品などを一人や家族で見て、いいものだねとか、自分だけで楽しんだりするのはいいという風にとらえています。</p>	山形県	女性	40
58	<p>本や歌の歌詞、絵、写真など自分で作り出したもの以外は勝手に使ったらいけないと教えてあります。</p>	静岡県	女性	44
59	<p>他人が作った文章や詩をそのまま誰かに売ったりしてはよくない。一生懸命作った人の利益を損なうことだからと説明しています。</p>	埼玉県	女性	41
60	<p>色々なホームページ等にある写真やイラスト等は、見るのは構わないけど無断で使うことは出来ない、と教えています。</p> <p>「どの範囲なら許されるのか」については、私自身詳しくないので一切だめと教えています。</p>	埼玉県	男性	53



61	<p>小学2年の息子がいますが、そんな事聞かれた事ありませんでした。 というか著作権という言葉を知らないかな…。自分が考えて作ったものを勝手に誰かに真似されるのは嫌だから、真似したり、勝手に使ってはいけないんだよ、と教えると思います。</p>	東京都	女性	36
62	<p>著作権自体について訊かれた事はないですね。もし訊かれたら、他人の作ったもの(歌や本、絵など)をかけてに使用してはいけない(ただし個人的に楽しむのはOK)みたいに説明します。</p>	神奈川県	女性	42
63	<p>著作権とは作った人が持っている権利。 聞いたり読んだりして楽しむのはいいけど、それを勝手にコピーしたり、使ったりするのはいけないことだといっています。</p>	神奈川県	女性	39
64	<p>歌や本など、既にある人が作った物を許可なく真似してはいけない事と言ってます。私も、そんなに難しい説明は出来ないし、まだ小学生なので、それで納得しています。いい例がカラオケをお金を出して歌っているのが、著作権のお金を払っているんだよと説明しています。</p>	福岡県	女性	42
65	<p>そんなこと聞かれたこともないし、話す機会も特にありませんでした。 上の子は何でも知ってるので、聞かずとも知っていると思います。 聞かれた場合は、人が作った歌などを、真似をすると罪になるということを言うと思います。</p>	京都府	女性	37
66	<p>他の人が作った歌や詩、絵などを勝手に真似して自分のものとして使ってはいけないってことだよって教えています。</p>	神奈川県	女性	30
67	<p>本や絵や歌詞などには、書いた人の権利があって、簡単にコピーしたらいけないことになっているんだよ。でないと、折角自分が書いた歌が、真似されてどこかで販売されたら、書いた人は、書き損になっちゃうでしょう。でも、本の文章や歌詞など引用したものを、自分の文章の中に入れるのは、OK。自分の文章じゃないように、はっきり引用と分かるように書かなきゃいけないんだよ。という感じですね。</p>	神奈川県	女性	38
68	<p>誰かの真似をして歌ったり書いたり描いたりするのはいいけれど、それを勝手にコピーしたりアイデアを使ったりして、お金をもうけようとする、犯罪になります。</p>	東京都	女性	47



69	まだ子供が小学1年と3年なので難しい説明はわかりませんと思います。ただ人が作ったものを勝手に許可なく使ったりお金儲けをしたりするといけないんだよと教えます。たとえばもし自分が一生懸命考えたキャラクターの名前を誰かが勝手に自分で考えたといってお友達に発表したら、考えたのは自分なのにと、とても嫌な気分になるでしょ?といます。	愛知県	女性	36
70	人の作った歌や文章やキャラクター等を真似して自分が考えたように世間に発表する事は著作権の侵害になると教えています。	福岡県	女性	38
71	小学生の子供がいます。 人が作った 歌や詩を自分のものとして勝手に使ってはいけないんだよ。と言うような説明をしたことがあります。	神奈川県	女性	37
72	そうですね。 自分ではない他人の人が作った歌、曲、文章などはその作った 人のもの。楽しむ分はいいけれど勝手に真似したのを作ったり 何かに(本、HPなど)載せたりすることはダメなんだよ。と言うことでしょうか。 改めて考え子供に教えるのは難しいですね。	福岡県	女性	36
73	とても難しいですね。 子供に説明する時は「あなたが一生懸命考えて作った(書いたもの)物を他人が見聞きして楽しむだけならあなたも嬉しい・楽しい気分だと思うけれど、その作った物を他人が勝手に真似したり、売ったりして、いかにも自分で作ったという態度をとられたら、初めに考えて作ったあなたは嫌な気持ちになるし努力の横取りになるからダメなんだよ」と話します。	栃木県	女性	41
74	他の人が考えて作った歌詞・文章などには作った人の権利があるから無断で売ったりすると著作権の侵害ということになると教えています。	埼玉県	女性	41
75	人が作った本や歌などでそれを勝手にまねして商品にしてはいけないって言う事ですが、まだ聞かれた事ないですね。	兵庫県	女性	42
76	以前にアイドルの人が、他の人の物を真似て書いたポエムなどで ニュースになった時に「著作権」と言うものがあるんだよ ~と 話した事があります。子どもにちゃんと伝わったのかは自信がありませんね~でも、また話をしてみようと思います。	東京都	女性	41



77	人が作ったものなどをその人の許可を取らず、勝手に使ってはいけないと言う、説明をします。 例えば、歌の歌詞など自分で写して楽しんでいるのはいいけれど、HPなどに勝手に載せては、いけない、それは、著作権の侵害になるのよ。 と言うような、説明をします。	長野県	女性	43
78	文章でも絵でも写真でも、最初に考えて作り出した人には、「著作権」という権利があって、後から勝手に使ったり、自分の作品に混ぜたりしてはいけないということになっているんだよ。っていう風に教えます。範囲については、自分のノートに書いたりして楽しむのはいいけど、インターネットの掲示板なんかには書き込んだら、いろんな人が見ることが出来るから、そういうことはだめだよ。と教えます。	岡山県	女性	44
79	他人が作った作品(詩 文章 図形 画像)は一生懸命考えて作ったのだから 勝手に使ってはいけないし まねてもダメである といいます	千葉県	女性	46
80	低学年なので、簡単な言葉で説明します。 「他の人がつくったものを見たり聞いたりして楽しむのは良いことだけど、それを売ってお金をもらうのはいけないことだよね。 自分が描いたイラストを誰かがコピーしてそれを売ってその人がお金をもらったら、すごく怒りし悔しいよね。 だから、してはいけないことなんだよ。」	宮城県	女性	36
81	人が作った文章・歌・絵、などをその人の許可なしに、商売用にコピーしたりして使ったりする事。自分が家で見たり聴いたりして使うのはかまわない。HP や CD は簡単にコピーできるけど、コピーして、人に売ったりしたら罪になる。自分が作ったものをまねされたら嫌だし、困るでしょ?という感じでしょうか…。むずかしいですね。	兵庫県	女性	46
82	他人の創作したものを使って無許可で一般市場において利潤追求することが著作権の侵害だと思っています。わが子は漫画を描く事が好きなので、好きな漫画や小説をベースに個人で楽しむ程度の同人誌等の創作ならば問題ないけれど、それを自分のオリジナルとして出版社に投稿するのはいけない事だと子供には説明したことがあります。	千葉県	女性	36
83	作品というのは作った人の所有物だから他人が勝手に真似たり、コピーしたりするのはいけないこと。それを守るのが著作権という法律だと教えました。 資料はわかりません。	大阪府	女性	42



84	著作権の説明は難しいですね。 他人が作った物を無断でコピーして掲載したり、売ったり出来ない事。 自分だけで楽しむ範囲ならOK。 くらの説明しか出来ないです。	三重県	女性	42
85	低学年なのでかなり簡単に説明します。 自分の描いた絵や作った文章をそっくりそのまま誰かが真似して、たくさん先生やお友達に誉められたらどう思うかまず聞いてみます。 ことわりなく人の作ったものを真似しちゃ傷つく人や迷惑する人がいるからやっちゃだめなことなんだよ、とでも言います。	宮城県	女性	43
86	自分で考えた詩や歌、物語や文章などを勝手にまねされないようにする権利のこと、勝手に人のものをさも自分の作品であるかのようにしてはいけないという感じに説明すると思います。	埼玉県	女性	38
87	基本的に、辞書に答えが載ってるようなことに関しては子ども自身に調べさせるようにしてます。調べてもよく分からないことに関しては補足して上げますが、その時に、本や歌などは作った人の大切な気持ちがこもってるのでそれを無断で誰かに売ったり、自分が考えたことのようにして発表したらいけない事だとでも言うかな。実際にそういうことをしたら罪になり、その権利のために著作権という物があるといえます。	東京都	女性	37
88	人が一生懸命作ったものを勝手に自分が作ったかのようにマネして、掲載したらいけないと言うかな？	兵庫県	女性	32
89	本や映画を最初に作った人は、ものすごく努力したり、準備してつくりあげています。それをまねしたり、コピーして使われると頑張って作ったものの価値が小さくなります。本人がいいよと言わないのに勝手に使われるのは嫌だよね。著作権は作った人の権利をまもるためにあると思うよといえます。	神奈川県	女性	48
90	一般に売られている物で 曲 詩 本などに書かれている事をそのまま自分が作ったかのように、人の作品を利用して儲ける事が著作権の侵害になると教えてあります。(人の作品を盗んで儲ける)	神奈川県	女性	43
91	人が作った、文章、絵、歌、などを許可なしに、商用目的で、コピーしたり、演奏したりする事が著作権の侵害、と答えます。商用目的でなく自分で楽しむためなら許されます、と答えます。資料は著作権協会。	広島県	女性	39
92	人が世間に公表した詩や曲、漫画などのキャラクターなどを、その人本人が使う権利だと思っています。子どもには、人が作った詩を自分だけで楽しむのは良いけど、それを引用して勝手に使用するのは良くないと言ってます。資料などはないので、それが正しいかは分かりません。	広島県	女性	41



93	他人が作った詩や本の中の文章を楽しむのはいいけれどコピーして商売に使ったり、自分のもののようなフリをしてはいけない、ということ、とでも言います。	大阪府	女性	50
94	自分で一生懸命考えて、書いたり作ったりしたものは、全部自分のものだよっていうこと。それを勝手に使ったりまねしたら、罪になるんだよ。ってぐらいですかね。微妙な問題なので、ある程度でごまかしちゃいそうです。	大阪府	女性	41
95	レンタルで借りてきたビデオを勝手にダビングしたり、本の内容を勝手に使うと著作権の侵害になるんだよと教えています。	山口県	女性	35
96	テレビや本などで、人が作った作品をその人のものって決めてる権利で、勝手に真似したり、使ったり出来ないようにするためのモノと教えたことがあります。	大阪府	女性	36
97	もっと前から作っている人がいるのに、それを真似してこっそり売るとダメです。初めに作った人に権利があるからです。・・とでも説明します。キャラクター名を具体的に挙げて説明すると納得しやすいと思います。	兵庫県	女性	42
98	他人が作った歌。詩などを無断で売ったり載せたりしたら著作権の侵害になるよ。と教えています。	富山県	女性	32
99	本などに書いてある文章は著作権があるのでそれを無断でHPなどに載せることは著作権の侵害になると教えてあります。	広島県	女性	34
100	人が作った歌や詩を楽しむのはいいけど、それをコピーして人に売るのはよくないことです。この歌いいよねといってみんなで楽しむのはいいです。	広島県	女性	46
101	こどもが描いた絵を見せます。そして自分の絵を誰かが勝手に使ったらどう？と聞きます。そんなことを繰り返して著作権についてある程度考えさせていきます。		男性	38